

建築工事監理等委託標準仕様書

(水再生センター・ポンプ所用)

令和8年4月

東京都下水道局

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
1. 1. 1 適用範囲	1
1. 1. 2 用語の定義	1
1. 1. 3 業務内容及び設計図書の疑義	4
1. 1. 4 監督員の権限	4
1. 1. 5 秘密の保持等	5
1. 1. 6 環境により良い自動車の利用	5
1. 1. 7 情報セキュリティ対策	6
1. 1. 8 ワンデーレスポンス	6
1. 1. 9 ウィークリースタンス	6
第2章 工事監理等一般	7
第1節 一般事項	7
2. 1. 1 一般事項	7
第2節 工事監理等業務の実施	7
2. 2. 1 業務の着手	7
2. 2. 2 工事監理等業務の内容	7
2. 2. 3 工事監理等業務実施計画書	13
2. 2. 4 工事監理等業務報告書	14
2. 2. 5 工事監理等業務の速やかな実施	15
2. 2. 6 受注者への関与の禁止	15
2. 2. 7 受託者の立会い	15
2. 2. 8 受託者の確認	16
2. 2. 9 受託者の調査	16
2. 2. 10 受託者の報告	16
2. 2. 11 工事監理等業務の完了	16
2. 2. 12 現場派遣技術者	16
第3節 工事監理等業務の検査	17
2. 3. 1 完了検査・既済部分検査	17

第4節 その他	18
2. 4. 1 協力会社	18
2. 4. 2 打合せ及び記録	19
2. 4. 3 関連する法令、条例等の遵守	19
2. 4. 4 不当介入に対する通報報告	19
2. 4. 5 業務カルテの登録	19
第3章 書類一般	20
第1節 提出書類	20
3. 1. 1 提出書類	20
第2節 書類の整理	20
3. 2. 1 書類の整理	20
別表-1 主な官公署への申請手続一覧表	23
別表-2 工事監理等業務処理区分表（受託者用）	34
提出書類一覧	41
提出書類の様式	43
参 考	73

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

1. 1. 1 適用範囲

(1) 適用範囲

この建築工事監理等委託標準仕様書（以下「委託標準仕様書」という。）は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が発注する建築工事監理等委託業務に適用する。

(2) 優先順位

1. 1. 2（7）による工事監理等業務仕様書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次のアからオまでの順のとおりとする。

また、これにより難しい場合は、「1. 1. 3 業務内容及び設計図書の疑義」による。

ア 質問回答書

イ 特記仕様書

ウ 委託標準仕様書

エ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省）

オ 工事監理等業務委託仕様書（東京都財務局が発行したものに限る。）

1. 1. 2 用語の定義

この委託標準仕様書において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 監督員

「監督員」とは、受託者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受託者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに、現場監督業務の掌理を行う者で契約書に基づき当局が通知した者をいう。

(2) 受託者

「受託者」とは、工事監理等業務の実施に関し、当局と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。

(3) 対象工事

「対象工事」とは、当該工事監理等業務の対象となる工事をいう。

(4) 受注者

「受注者」とは、対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。

(5) 契約図書

「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

(6) 設計図書

「設計図書」とは、仕様書（各工事に共通する標準仕様書及び工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。）、図面及び質問回答書（質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。）をいう。

(7) 工事監理等業務委託仕様書

「工事監理等業務委託仕様書」とは、委託標準仕様書、特記仕様書、図面及び設計説明書並びにこれらの図書に係る質問回答書をいう。

(8) 委託標準仕様書

「委託標準仕様書」とは、業務委託をする上で必要な技術的要求、業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

(9) 特記仕様書

「特記仕様書」とは、図面及び委託標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

(10) 指示

「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受託者に対し、工事監理等業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。

(11) 承諾

「承諾」とは、書面で申し出た工事監理等業務の遂行上必要な事項について、当局又は監督員と受託者とが書面により同意することをいう。

(12) 協議

「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受託者とが対等の立場で合議することをいう。

(13) 提出

「提出」とは、監督員が受託者に対し、又は受託者が監督員に対し、工事監理等業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(14) 提示

「提示」とは、監督員が受託者に対し、又は受託者が監督員若しくは検査員に対し、監理委託に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

(15) 報告

「報告」とは、受託者が監督員に対し、工事監理等業務の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

(16) 通知

「通知」とは、発注者又は監督員と受託者又は現場代理人の間で、工事監理等業務に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

(17) 連絡

「連絡」とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人との間で、契約書第10条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(18) 書面

「書面」とは、手書き、印刷等により作成した書類をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したもの、又は、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告及び通知が行われたものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

なお、関係規定等で書面又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面と取り扱う。

(19) 確認

「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について、対象とするものと契約図書等との適合又は対象とするものが適正に処理されているかどうかを確かめることをいう。

(20) 立会い

「立会い」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(21) 調査・検討

「調査・検討」とは、受託者が、設計図書等と十分に照合し、内容が適合しているか否か又は適切であるか否かを明らかにすることをいう。以下、「調査、検討」も同意語とする。

(22) 検査

「検査」とは、検査員が契約図書に基づき工事監理等業務の確認を行うことをいう。

(23) 検査員

「検査員」とは、「東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程」(昭和41年下水道局管理規程第34号)第29条又は第29条の2第1号により指定を受けた者で、契約書の規定に基づき、工事監理等業務委託の検査を行う者をいう。

(24) 協力会社

「協力会社」とは、受託者が監理等業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

(25) IS09001 適用工事

「IS09001 適用工事」とは、契約後に当局と協議を行い、IS09001 適用工事とすることについて承諾を受けた工事をいう。

1. 1. 3

**業務内容及び
設計図書の疑
義**

受託者は、業務内容及び設計図書に疑義があるときは、速やかに監督員と協議し、指示を受けなければならない。

1. 1. 4

監督員の権限

(1) 監督員

局が定める当該監理等委託業務の監督員は次のとおりとする。

- ア 総括監督員
- イ 総括監督員補佐
- ウ 担当監督員
- エ 副監督員

(2) 監督員の権限

監督員が行う受託者に対する工事監理等委託業務の遂行に係る事項については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。受託者が行う監督員に対する工事監理等業務の遂行に係る事項については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は副監督員に対して行うものとし、副監督員が不在又は欠けた場合は総括監督員補佐に対して行うものとし、総括監督員補佐が不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。

1. 1. 5 秘密の保持等

(1) 秘密の漏えいの禁止

受託者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 目的外使用の禁止

受託者は、当局の承諾を受けた場合を除き、設計図書等や施工の記録等を工事監理等業務の目的以外に使用してはならない。

1. 1. 6 環境により 良い自動車の 利用

受託者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車とする。

(2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用とする。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。

1. 1. 7

情報セキュリティ対策

受託者は、工事の施行に当たり、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」（令和7年3月28日付6下総企画第373号）に基づき、当局が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、下水道施設の情報セキュリティ管理に万全を期さなければならない。

1. 1. 8

ワンデーレスポンス

監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、その日のうちに、あるいは適切な期限までに回答することをいう。

1. 1. 9

ウィークリースタンス

監督員及び受託者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第2章 工事監理等一般

第1節 一般事項

2. 1. 1 一般事項

受託者は、委託対象工事の工事請負契約書、設計図書及びプラント設備並びに建築基準法等関係法規の内容を熟知の上、工事現場の状況に精通し、設計意図の実現、即ち工事が完全に施行されるよう工事監理等業務を行うものとする。

第2節 工事監理等業務の実施

2. 2. 1 業務の着手

(1) 着手

受託者は、委託契約締結後速やかに工事監理等業務に着手しなければならない。

(2) 契約図書の把握

受託者は、工事監理等業務の着手に当たり、契約図書及び設計図書を十分に把握しなければならない。

(3) 工事監理等業務実施計画書の作成

受託者は、工事監理等業務の着手に当たり、2. 2. 3に規定する工事監理等業務実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2. 2. 2 工事監理等業務の内容

受託者は、別表－2「工事監理等業務処理区分表（受託者用）」に従い次の業務を処理するものとする。

(1) 工事段階で設計者（設計業務受託者）が行うことに合理性がある実施設計に関する業務

ア 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等

工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明（必要に応じ図面作成）、打合せ等を受注者に対して行い、監督員に報告する。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正

確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。ここでいう図面とは、スケッチ等であり、実施設計の延長と考えられる図面は含まれない。

イ 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を監督員に対して行う。

(2) 工事監理に関する業務

ア 工事監理方針の説明等

(ア) 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。

(イ) 工事監理方針変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

イ 設計内容の把握等の業務

(ア) 設計図書の内容の把握

受託者は設計図書の内容について十分に把握した上で業務を行う。設計図書に明らかな、矛盾・誤謬・脱漏・不適切な納まり等を発見した場合には、その内容を取りまとめ、監督員に報告する。

(イ) 質疑書の検討

受注者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状・寸法・仕上がり・機能・性能等を含む。以下、同じ。）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。

ウ 施工図等を設計図書に照らして検討・報告する業務

(ア) 施工図等の検討・報告

a 受注者が作成・提出する施工図（現寸図・躯体図・工作図・製作図等をいう。）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の

内容に適合しているか否かを検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

b aの結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

c bの結果、受注者が施工図、製作見本、模型、見本施工等を再度、作成・提出した場合は、a、bの規定を準用する。

(イ) 工事材料・設備機器等の検討・報告

a 受注者が提案・提出する工事材料・設備機器等（材料・機器製造者及び専門工事業者の選定についての提案を含む。）及びそれらの見本に関し、受注者に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案・提出された工事材料・設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

b aの結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

c bの結果、受注者が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度、作成・提出した場合は、a、bの規定を準用する。

エ 工事と設計図書との照合・確認

受注者が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、受注者から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。

オ 工事と設計図書との照合・確認の結果報告等

(ア) エの結果、工事が設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

(イ) エの結果、対象工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

(ウ) 監督員から工事が設計図書のとおりを実施されていないと認

められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

(エ) 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合にはその内容を監督員に報告する。

(オ) (エ)の確認の結果、修補が適切になされていないと認められる場合には、(イ)、(ウ)及び(エ)の規定を準用する。

(カ) 設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整の関係で、又は監督員の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、受注者に対して指示すべき事項について監督員に報告する。

カ 工事現場の危害の防止等の確認・報告

(ア) 受注者等が提出する施工計画書等において施工方法及び仮設計画が、危害防止等に必要な措置が講じられているか確認し、適合されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

(イ) (ア)の結果、適合しないと認められる場合には、法令に定められた危害防止等に必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

(ウ) (イ)の結果、受注者等が施工計画書等を再度、作成・提出した場合には、(ア)、(イ)の規定を準用する。

(エ) 受注者等が行う工事が、施工計画書等に基づき施工されているかを目視により確認し、適正に施工されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する

(オ) (エ)の結果、工事が適正に施工されていないと認められる場合には、直ちに監督員に報告するとともに、安全施工等に必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

キ 工事監理等業務報告書等の提出

工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理等業務報告書、監督員が指示した書類等の整備を行い監督員に提出する。

(3) その他の業務

ア 工程表の検討・報告

(ア) 工事請負契約の定めにより受注者が作成・提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

(イ) (ア)の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、受注者に対する修正の求め及びその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

(ウ) (イ)の結果、受注者が工程表を再度、作成・提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。

イ 設計図書に定めのある施工計画の検討・報告

(ア) 設計図書の定めにより受注者が作成・提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

(イ) (ア)の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、受注者に対して修正を求め、施工計画等、その他必要な措置と併せて対策をとりまとめ、監督員に報告する。

(ウ) (イ)の結果、受注者が施工計画を再度、作成・提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。

ウ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(ア) 工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

a 受注者が行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、受注者から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

b aの検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、受注者に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

c 受注者が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告する。

d cの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、b、cの規定を準用する。

(イ) 工事請負契約に定められた指示、検査等

工事監理等業務委託仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。

また受注者が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

(ウ) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

受注者の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

エ 関係機関への手続等

(ア) 受託者は、工事監理等業務の実施に当たっては、当局が行う関係機関等への手続及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、工事監理等業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。

(イ) 受託者は、別表－1「主な官公署への申請手続一覧表」により委託対象工事に必要な手続について事前確認を行い、工事に支障のないようにしなければならない。

(ウ) 受託者は、建築基準法等の法令に基づく検査に必要な書類の原案を作成し監督員に提出したのち、申請手続及び検査完了後に必要書類の受領を行う。

なお、受託者はその検査に立会わなければならない。

(エ) 受託者は、関係機関等と打合せを行った場合は、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員に報告しなければならない。

オ 関連工事との調整業務

2. 2. 3

工事監理等業務実施計画書

カ 現場及び工場等における特殊な作業方法、仮設方法及び工事用機械器具について検討・助言する業務

受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっているものは、契約書第7条(特許権等の使用)に規定する「特許権等」の対象と同様に取り扱う。

(1) 工事監理等業務実施計画書の作成

受託者は、契約締結後 14 日以内に工事監理等業務実施計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受けなければならない。

(2) 記載事項

工事監理等業務実施計画書には、次の事項を記載するものとする。

ア 工事監理等業務一般事項

- (ア) 工事監理等業務の目的
- (イ) 工事監理等業務実施計画書の適用範囲
- (ウ) 工事監理等業務実施計画書の適用法令
- (エ) 工事監理等業務実施計画書の適用基準類
- (オ) 工事監理等業務実施計画書に内容変更が生じた場合の処理方法

イ 工事監理等業務体制

- (ア) 工事監理等業務の指示系統図を作成する。
- (イ) 工事監理等業務運営計画
 - a 現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、役割分担、その他必要事項）を記載する。
 - b 協力会社を定めた場合及び複数の職種で工事監理等業務を行う場合の相互の連絡調整の方法及びその責任者等を記載する。
 - c その他、監督員から別に指示がある場合、指示内容に応じて記載する。

ウ 工事監理等業務方針

- (ア) 工事監理等業務の内容に対する業務の実施方針及びその業務の具体的な内容を記載する。
- (イ) 別表－2「工事監理等業務処理区分表（受託者用）」に示された確認業務を実施するための業務事項に応じた立会いの内容、頻

度等を記載する。

エ 工事監理等業務工程計画

工事監理等業務工程表に工事監理等業務技術者の配置予定期間及び配置予定技術者数等を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、受注者から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

(3) 資料の提出

監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務の計画に係る資料を提出する。

(4) 重要な変更

工事監理等業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、監督員に報告の上、その都度監督員に変更工事監理等業務実施計画書を提出しなければならない。この場合、受託者は変更する工事監理等業務の実施 14 日前までに変更工事監理等業務実施計画を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

(5) 計画書に基づく工事監理の実施

受託者は、監督員の承諾を受けた工事監理等業務実施計画書及び変更工事監理等業務実施計画書に基づき、工事監理等業務を実施しなければならない。

2. 2. 4

工事監理等業務報告書

受託者は、工事監理等業務の実施内容等について、次の書類を作成し、監督員に提出する。

(1) 工事監理等業務月報

主要な月間の工事監理等業務の実施内容及び翌月の予定について、月間業務実施内容報告書及び月間業務予定報告書に各工事監理等業務の内容を簡潔に記載する。

(2) 工事監理等業務日報

工事監理等業務日報に、日々の工事監理等業務内容について、簡潔に記載する。

(3) 記録写真

受託者が、検査、立会い、現場での確認等を行った際には、その立会い状況等を撮影し整備する。

(4) 提案書

受注者が提出した協議書を検討し、提案書に受注者に対し指示等をすべき事項及び受託者の提案事項を簡潔に記載し、検討資料とリンクさせて取りまとめる。

(5) 打合せ議事録

監督員等及び受注者との打合せ結果について、打合せ議事録に必要事項を記載する。

(6) 報告書

別表－２「工事監理等業務処理区分表（受託者用）」に示された報告事項については、内容及びその結果等を簡潔に記載した報告書を作成し、報告書の一覧表を作成し関係資料とともにとりまとめる。

(7) 提出時期

(1) から (3) までについては、原則として翌月のはじめに工事監理等業務月報として、(4) から (6) までについては、その都度速やかに、監督員へ提出しなければならない。

2. 2. 5

工事監理等業務の速やかな実施

受託者は、受注者が時宜を失することなく工事施工できるよう、調査、検討、承認、助言等の工事監理等業務を速やかに行わなければならない。

2. 2. 6

受注者への関与の禁止

受託者は、受注者の決定に係る工事用材料及び機器の製作者（その施工者を含む。）の選択については、関与してはならない。

2. 2. 7

受託者の立会い

受託者は、別表－２「工事監理等業務処理区分表（受託者用）」に定める立会い業務事項について、工事内容が設計図書等のおり施工又は製作されているかどうか工事現場、製作所及び試験研究機関等で立会い確認する。

なお、同一の材料・機械・工法等で繰り返し施工される工事又は試験の場合は、その初回の施工の確認を行うほか、対象工事の規模・階数を考慮し適切な時期を抽出し、必要な回数 of 立会いを行う。特にコンクリートの打込みや仕上げ材等で隠ぺいされる部分においては、入念に立会いを行う。

2. 2. 8

受託者の確認

受託者は、別表－2「工事監理等業務処理区分表（受託者用）」に定める確認業務事項について、工事の施行等に関する指示又は承諾をした事項（監督員が指示又は承諾した事項を含む。）及び各設計図書等に示された事項が適正に処理されているかどうか確認しなければならない。

2. 2. 9

受託者の調査

受託者は、別表－2「工事監理等業務処理区分表（受託者用）」に定める調査業務事項について、監督員の承諾、確認、協議、立会い、手続等を必要とする事項は、予め設計図書等と照合し、内容が適正であるかどうか調査する。

2. 2. 10

受託者の報告

受託者は、別表－2「工事監理等業務処理区分表（受託者用）」に定める報告業務事項については、内容、その結果等を簡潔に文書に記載し、関係資料とともにとりまとめ、監督員に提出する。

2. 2. 11

工事監理等業務の完了

当局は、対象工事の検査合格及び受託者が提出する工事監理等業務報告書等の合格をもって工事監理等業務の完了とする。ただし、工事完了後に行われる法令に基づく諸検査等は、この限りでない。

2. 2. 12

現場派遣技術者

（1）現場派遣技術者の選定

受託者は、着手に当たって、現場派遣技術者（契約の履行に関し、業務委託契約書第5条ただし書きの規定に基づき承諾を得た者をいい、工事監理業務の技術上の管理及び統括等を行う者で、受託者が定めた者をいう。）を選定し、監督員の承諾を受ける。現場派遣技術者を変更する場合も同様とする。

また、現場派遣技術者の中から建築基準法に定められた工事監理者を選定する。

（2）現場派遣技術者の要件

現場派遣技術者は、建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の工事監理に必要な知識と経験を有する専門技師とする。

また、原則として、工事ごとに現場派遣技術者を定める。

（3）現場派遣技術者の交代

監督員は、現場派遣技術者が工事の助言、指導等について著しく不

適当と認められた場合は、その理由を明示して交替を求めることがある。この場合、受託者は速やかに必要な措置を講ずる。

(4) 現場派遣技術者の人数

工事監理等業務期間中の現場派遣技術者は下表のとおりとする。

なお、現場派遣技術者の派遣計画書を監督員に提出し承諾を受ける。

職 種	人 数	備 考
建築・機械・電気	監理に必要な人員	打合せ及び工事進捗状況等により専門技術者が必要な場合に派遣する。

第 3 節 工事監理等業務の検査

2. 3. 1

完了検査・既済 部分検査

(1) 委託完了届の提出

受託者は、業務委託契約書第 21 条（検査及び引渡し）第 1 項(1)の規定に基づいて、委託業務が完了したときは、遅滞なく工事監理等業務の委託完了届とともに、2. 2. 4 に定める工事監理等業務報告書、工事監理等業務完了報告書、監督員が指示した書類等の整備を完了し提出しなければならない。

(2) 部分払いの請求

受託者は、業務委託契約書第 21 条（検査及び引渡し）第 1 項(2)の規定に基づいて、委託者に対して部分払いを請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次のア及びイの要件を満たすものとする。

ア 監督員の指示を受けた事項が全て完了していること。

イ 契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了していること。

(3) 書類の整備

受託者は、検査日の通知があった場合、検査に必要な書類等を整備しなければならない。

(4) 検査

検査員は、監督員及び現場派遣技術者又は受託者の立会いの上、工

事監理等業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

(5) 工事監理等業務完了報告書の記載事項

工事監理等業務完了報告書の記載事項は、以下のとおりとする。

- ア 2. 2. 3 (2) エに定める工程表（実施を朱書きしたもの）
- イ 納品書
- ウ 協議書
- エ 2. 2. 4 (6) に定める報告事項一覧表
- オ 工事監理等業務出面集計表
- カ その他、監督員の指示する事項

第4節 その他

2. 4. 1 協力会社

(1) 再委託の禁止事項

受託者は、工事監理等業務における総合的な企画及び判断並びに工事監理等業務の遂行管理については、これを再委託することはできない。

(2) 協力会社の満たすべき要件

受託者は、前項に規定する業務を除いた工事監理等業務の一部を他の会社（以下「協力会社」という。）の協力を得て業務を行う場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たす協力会社を選定しなければならない。

- ア 協力会社が、当該業務の遂行能力を有すること。
- イ 協力会社が、東京都の競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中でないこと。
- ウ 協力会社が、東京都の競争入札参加資格者でない場合は、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないこと。

(3) 協力会社使用届の提出

受託者は、前項の工事監理等業務の一部を再委託する場合は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を添付した「協力会社使用届」を提出しなければならない。ただし、簡易な業務は除くものとする。

**2. 4. 2
打合せ及び
記録**

(4) 指導及び管理

受託者は、協力会社に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(1) 監督員との連絡

受託者は、工事監理等業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を質問するものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 議事録の作成

受託者は、受注者との打合せを行った場合は、打合せの内容について書面（打合せ議事録）に記録しなければならない。

**2. 4. 3
関連する法令、
条例等の遵守**

受託者は、工事監理等業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

**2. 4. 4
不当介入に対
する通報報告**

受託者は、受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（協力会社が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱」に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行わなければならない。

**2. 4. 5
業務カルテの
登録**

受託者は、特記事項で「業務カルテ」を定められた場合は公共建築設計情報システム（以下「PUBDIS」という。）に当該工事監理等業務の登録手続を行わなければならない。上記の登録手続は、業務完了後 10 日以内に行うものとする。受託者は、手続を行う前に PUBDIS の仕様に基づき作成した「業務カルテ」を監督員に提示し、確認を受けなければならない。また、（一社）公共建築協会から発行された「業務カルテ受領書」を、監督員へ提出しなければならない。

【登録先】

〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-8 東熱新川ビル 6F

（一社）公共建築協会 公共建築設計者情報センター

電話 03-3523-0385 FAX 03-3523-1826

第3章 書類一般

第1節 提出書類

3. 1. 1 提出書類

受託者は、指定の期日までに、当局の定める様式により次の書類を提出するものとする。

(1) 着手時

- ア 委託着手届及び工程表
- イ 工事監理者通知書、現場派遣技術者通知書、職務分担表、緊急連絡表（経歴書の必要なものは添付する。）

(2) 施工時

- ア 工事監理日報（「受注者等提出書類基準」による。）
- イ 別表－2「工事監理等業務処理区分表（受託者用）」における各報告書
- ウ 工事監理等業務実施計画書

(3) 完了時

- ア 委託完了届、出来高調書及び出来高報告書（既済部分検査を受けずに完了する場合に限り、委託完了届の添付書類から省略できる。）
- イ 工事監理等業務報告書
- ウ 工事監理等業務完了報告書
- エ 第3章第2節書類の整理における書類帳簿等

(4) その他

- 監督員が指示する書類

第2節 書類の整理

3. 2. 1 書類の整理

受託者は、委託対象工事の下記の書類帳簿等を必要に応じて現場に備付け、これを整理しておかなければならない。

- (1) 工事請負契約書（写）及び設計図書（工事標準仕様書、特記仕様書、図面）
- (2) 設計説明書（質疑応答書を含む。）
- (3) 地盤・測量調査書
- (4) 構造計算書
- (5) 計画通知書（写）及び同通知書に付属する設計図書
- (6) 設計変更図書
- (7) 施工計画書及び施工図（ISO9001 適用工事の場合は、品質管理計画表も含む。）
- (8) プラント設備機器配置計画図
- (9) 実施工程表
- (10) 下請業者一覧表
- (11) 施工記録（打合せ簿、施工記録、工事記録写真）
- (12) 月間出来高調書
- (13) 工事検査に関する書類
- (14) 業務委託契約書（写し）及び工事監理等業務委託仕様書
- (15) 工事監理等業務実施計画書
- (16) 工事監理等業務月報等
- (17) その他必要な書類帳簿等

別表－1 主な官公署への申請手続き一覧表

表中の〈 〉は法令の略号を示す。

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法 令
共通関係 の 道路 使用 等	道路占用許可申請	発注者(受注者代行)	道路管理者	着工前	目的, 場所, 期間, 構造, 方法, 時期, 旧方法	道路法32条都道府県, 市町村条例
	道路使用許可申請	〃	警察署長	〃	目的, 場所, 期間, 方法	〈道交法〉77条
	支障移転請求	〃	供給会社等	着工30日まで		
	工事負担金	〃	〃	〃		
建築関係	計画通知〔確認申請〕建築物, 工作物	建築主又は建築主(設計受託者代行)	建築主事等	着工前	昇降機及び昇降機以外の電気・機械設備を含む。工作物は〈建基令〉138条に指定されたもの	〈建基法〉18〔6〕条 〈建基則〉1条
	建築工事届	〃	知事	〃	防火, 準防火地域, 都市計画区域内及び10㎡を超える場合	〈建基法〉15条
	建築物除却届	〃	〃	〃		〃 〃
	建設工事の計画届	事業者(受注者)	労働基準監督署長	仕事の開始の日の14日前まで	高さ31mを超える建築物等の建設, 解体等	〈安衛法〉88条4 〈安衛則〉90条
	〃	〃	労働基準局長 審査会(都道府県単位)	〃	高さ100mを超える建築物等の建設	〈安衛法〉89条 〈安衛則〉94条の2
	工事完了通知〔工事完了届〕	建築主又は建築主(監理業務受託者代行) 〃	建築主事等	完了した日から4日以内	設計図, 計画書, 系統図, 平面図等を添付	〈建基法〉18〔7〕条
	自費工事願		道路管理者 警察署長	着工30日前まで		道路法 62条
	特定建築物届	受注者	知事	使用開始後1ヶ月以内	所在地, 用途, 延面積, 構造設備の概要, 建築物環境衛生管理技術者名その他	〈ビル管法〉5条 *ビル管法・・・施行令第1条に該当する建物
	防火対象物使用届	施設管理者(工事委任局)	消防長(市町村長, 消防署長)	使用開始7日前まで	設計書, 計算書, 系統図, 平面図等を添付	〈火災予条例〉

	省エネ措置の届出	発注者	知事	着工 2 1 日前 まで	エネルギーの効率的利用 のための措置	省エネ法 7 5 条、 7 5 条の 2
	建築リサイクル法 対象建築工事通知	〃	〃	着工前（着工 7 日前まで）	特定建設資材の種類、着工 時期・工程の概要	建築リサイクル法 1 1 条
	特定粉じん排出等 作業実施届	〃	〃	着工 1 4 日前 まで	石綿含有吹付け材、石綿含 有保温材等	大気汚染防止法第 1 8 条の 1 5
	石綿飛散防止方法 等計画届	〃	〃	着工 1 4 日前 まで	石綿含有吹付け材、石綿含 有保温材等 (石綿使用面積 1 5 m 2 以上、建築物延べ面積 5 0 0 m 2 以上)	環境確保条例第 1 2 4 条第 1 項

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法 令
電 気 設 備 関 係	保安規程届	発注者	経産省 産業保安監督部	着工前		〈電事法〉 4 2 条
	主任技術者選任又 は解任届	〃	〃	〃		〃 4 3 条
	受電届	〃	〃	受電開始の 3 0 日前まで	最大電力 3, 0 0 0 k w 以 上	〃 2 7 条 電気使用制限等規則 7 条
	工事計画届	〃	〃	着工 3 0 日前 まで	受電電圧 1 0 k V 以上の需 要設備	〈電事法〉 4 8 条
	使用前安全管理審 査申請	発注者(受 注者代行)	〃	使用前自主検 査後 3 0 日以 内	〃	〃 5 1 条の 3 項
	自家用電気工作物 使用開始届	〃	〃	使用開始後遅 滞なく	譲受け又は借受けた場合	〃 5 3 条
	自家用電気使用申 込	〃	電力会社	着工前		電気供給約款 電気需給約款
	電気需給契約	〃	〃	供給承諾時		〃
	自家用電気工作物 落成予定通知	〃	〃	落成予定確定 時		〃

		自主検査成績書	〃	〃	送電前		〃
		電灯・動力使用申込	〃	〃	着工前		〃
		計画届出	〃	労働基準監督機関 (労働基準監督署又は人事委員会)	工事開始30日前	非発用燃料タンク他	労安法第88条
	通 信	加入申込	入居官署の長受注者代行	電気通信事業者	利用意志確定次第		電話サービス契約約款2条(NTTの場合)
		専用申込	〃	〃	〃		専用サービス契約約款11条(〃)
		自営端末設備の接続要求	〃	〃	完成前		電話サービス契約約款別記16専用サービス契約約款別記7(〃)
	航 空 障 害	航空障害標識を設置しないことについての申請	発注者	航空局	着工前 (4週間前まで)		航空法51条
		航空障害灯の設置届	〃	〃	工事完成時	60m以上の高さの物件を設置するとき	〃 〈航空則〉127条
	電 波	高層建築物等予定工事届	発注者	地方総合通信局	着工前	伝搬障害防止区域に3mを越える建築を行うとき	電波法102条の3
		高層建築物等工事計画届	〃	〃	伝搬障害防止区域に指定されたとき	(建築中の場合)	電波法102条の3
		一般放送の業務登録申請及び業務開始届	発注者(受注者代行)	地方総合通信局	(登録)業務開始前(1.5カ月以上前)(開始)業務開始前	引込端子の数が501以上等の有線テレビジョン施設の場合	放送法第126条。129条
		一般放送の設備の設置届及び業務開始届	〃	〃	着工前(2週間前まで)及び業務開始前	引込端子の数が51から500までの有線テレビジョン施設の場合	〈有通法〉第3条 放送法第133条
		有線電気通信設備設置届	〃	〃	着工前(2週間前まで)	引込端子の数が50端子までの有線テレビジョン施設の場合	〈有通法〉第3条

		電柱共架申請書	〃	電柱所有者(電力、通信事業者)	着工前	電柱番号、電柱所在地、共架設備内容等	
		同時再放送同意書	〃	各放送局	〃	アンテナの設置場所、加入者数、業務区域	
	消	工事対象設備等着工届	発注者(受注者代行)	消防長又は消防署長	着工10日前まで	自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備等	消防法17条の14 ※注 甲種消防設備士が届出 (消防則)33条の18
	防	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画届出	〃	消防長(市町村長、消防署長)	着工10日前まで	非常警報設備、誘導灯、非常コンセント、無線通信補助設備等	火災予条例第58条の2第1項
		電気設備設置届	〃	〃	設置工事開始7日前まで	変電設備(20kW以上)内燃機関による発電設備、蓄電池設備(4,800Ah・セ以上)等	(火災予条例)57条第1項
		燃料電池発電設備届出	〃	〃	〃		火災予条例第57条第1項
		消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届	〃	〃	工事完了後4日以内	消防用設備等に関する図書及び同試験結果報告書添付	消防法17条の3の2

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令
給 水 管 道 設 置 備 関	上 水 道 給 水 装 置 の 設 置 申 請	発注者(受注者代行)	水道事業管理者	着工前	案内図、配置図、配管図添付の上承認を受ける(上水道-給水装置)	(給水条例)
	工事完了届	〃	〃	完了時	工事完成図添付	〃
	指定水道工事店設計審査申込	〃	〃	着工時	指定されたものが施工審査を受ける	〃
	指定水道工事店工事検査申込	〃	〃	完了時	工事竣工後工事検査を受ける	〃
	給水申請	〃	〃	使用時	申込後量水器取付	〃

係	専用水道	専用水道確認申請 給水開始前の届	発注者 発注者（受注者代行）	知事 知事	着工前 使用前	給水量, 水源の種類, 地点, 水質試験, 施設の概要等 水質検査, 施設検査	水道法50〔33〕条 〈水道則〕21条 水道法50〔13〕条 〈水道則〕10条
	高架水槽高さ8m超過	計画通知〔確認申請〕工作物 工事完了届	発注者 〃	建築主事 〃	着工前 完了した日から4日以内	配置図, 平面図, 構造図, 断面図添付 検査を受けて検査済証受領	〈建基法〕88条(18〔6〕条) 〈建基法〕18〔7〕条 〈建基令〕138条
排水	公共下水道に下水排出	排水設備計画届	発注者（受注者代行）	公共下水道管理者	着工前	工事調書, 案内図, 配置図添付排水設備技術者選任	〈地方下水道水道条例〉
		工事完了届（除外施設） 使用開始届	〃 〃	〃 〃	完了した日から5日以内 使用前	検査を受け検査証受領 新設開始, 休止施設の再現使用	〃 〃
備	カドミウム等排出	特定施設設置	発注者	公共下水道管理者	着工60日前 又は特定施設となった日から30日以内	施設の種類, 構造, 使用方法, 処理方法, 汚染状態, 量, その他	〈下水法〕12条の3第1項
		特定施設使用届（現にその施設を設置しているもの）	発注者（受注者代行又は使用者）	〃	使用開始から30日以内	〃	〈下水法〕12条の3第2項, 第3項
係	公共用水域にカドミウムなど排出	特定施設設置届	発注者	知事（市長）	着工60日前	施設の種類, 構造, 使用方法, 処理方法, 汚染状態, 量, その他	〈水濁法〕5条 〈地方条例〉
		特定施設使用届	発注者（受注者代行）又は使用者	〃	特定施設になった日から30日以内 総量指定地域については制令施行の日から60日以内	施設の種類, 構造, 使用方法等 公共水域とは河川, 湖沼, 港湾, 沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共暗渠, かんがい用水その他公共の用に供される水路をいう。	〈水濁法〕6条

	河川に50㎥/日以上の汚水排出	汚水排出届	発注者（受注者代行）	河川管理者	使用前	汚水の水質, 量, 処理方法, 排出方法	河川法16条
地下水採取関係	政令指定地区	建築物用地下水採取許可申請	発注者	知事（指定都市の長）	着工前（国は協議のみ）	揚水設備の配置, 構造図添付	〈地下水法〉5〔4〕条
		地下水採取届	〃	〃	指定地区となった日から1ヶ月以内	使用している地下水揚水設備の用途, 構造, 場所	〈地下水法〉6条 〈地下水則〉4条
し尿浄化槽関係	-	浄化槽設置届	発注者（受注者代行）	知事, 保健所の設置する市にあっては市長	着工21日前まで（型式認定浄化槽は10日前まで）	見取図, 形状, 構造, 大きさ	浄化槽法5条 既設建物に新たに浄化槽を設置する場合
		計画通知〔確認申請〕	発注者	建築主事	〃	〃	〈建基法〉18〔6〕条
		工事完了届 計画通知〔確認申請〕に基づく	発注者	建築主事	完了した日から4日以内	検査を受け検査済証受領	〈建基法〉18〔7〕条
消火設備関係	-	防火対象物使用届	発注者（受注者代行）	消防長（市町村長消防署長）	使用前	設計書, 計算書, 系統図, 平面図等を添付	〈火災予条例〉第56条の2第1項

※注 施工中に中間検査が行われることもある（寸法, 水張り等）。

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
ガス設備関係	都市ガス	ガス工事申込書	発注者（受注者代行）	供給会社	着工前	設計図, 建物平面図	〈ガス法〉17条供給規程
	液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵又は取扱いの開始届（300kg以上貯蔵の場合） 特定高圧ガス消費者の消費の届（液果酸素3,000	発注者（受注者代行） 〃	消防長又は消防署長 知事	着工前 消費開始20日前まで	取扱数量, 位置, 構造, 消防設備の概要 位置, 構造, 設備, 消費の方法	消防法9条の2-3 〈危険令〉1条の10 〈高ガス法〉24条2

器 設 備 関 係	の	[落成検査申請]	発注者(受注者代行)	〃	落成時	検査を受け検査証受領	〈ボイラー則〉56条 (第1種圧力容器) 〈安衛法〉38条 〈ボイラー則〉14条 〈ボイラー則〉59条 (第1種圧力容器)
	再 使 用 の も の	使用再開検査	注者代行)	労働基準監督機関 (労働基準監督署長 又は人事委員会)	竣工時	構造図, 明細書, 配置図	〈安衛法〉38条 〈ボイラー則〉46条 (第1種圧力容器)
	小 型 ボ イ ラ ー	設置報告	受注者	労働基準監督機関 (労働基準監督署長 又は人事委員会)	竣工時	構造図, 明細書, 配置図	〈ボイラー則〉91条 (小型ボイラー, 小型圧力容器)

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
火 を 使 用 す る 設 備 関 係	熱風炉・炉・かまど ポ イ ラ ー 型小	火を使用する設備等の 設置届	発注者(受注者代行)	消防長, (市町村 長, 消防署長)	着工7日前 まで	設備概要, 配置図	消防法9条(火災 予条例)
危 険 物 の 製 造	指 定 数 量 の 数 30	危険物保安監督者選任 届	発注者(受注者代行)	知事又は市町村 長, 消防署長	選任したと き遅滞なく		消防法13条 〈危険令〉31条 〈危険則〉48条

所・貯蔵所・取扱所関係	量 以 上	倍 超 過 等						
		そ の 他	危険物設置許可申請(製造所・貯蔵所・取扱所) 水張, 水圧検査申請 完成検査申請	発注者(受注者代行) 製造者 発注者(受注者代行)	知事又は市町村長 " "	着工前 施工中 完成時	製造設備, 構造明細添付 容器に配管, 付属品を取り付ける前に申請 検査を受け検査証受領	消防法11条 (危険令)6条 (危険令)8条の2の2 (危険令)8条
		指定数量の1/5以上	少量危険物の貯蔵の取扱届出	発注者(受注者代行)	消防署長	完成時	品名, 数量等	(地方火災予条例)
ばい煙関係	一	ばい煙発生施設設置届	発注者(受注者代行)	知事又は市長	着工60日前まで	ばい煙発生施設の種類, 使用方法, 処理方法	(大気法)6条 (大気法)10条 (大気法)31条 (大気令)13条 (地方条例) (電事法)48条	
		工事計画届出	"	経産省 産業保安監督部	着工30日前まで	・ディーゼル機関及びガスタービン: 50リットル/h以上 ・ガス機関及びガソリン機関: 35リットル/h以上		
振動関係	指定地域内に特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合	特定建設作業実施届	発注者(受注者代行)	知事	作業開始7日前まで	特定建設業の種類, 場所, 期間, 振動防止の方法等	(振動法)14条 (振動規則)10条	
		工事計画届出	"	経産省 産業保安監督部	着工30日前まで	1機関当たりの原動機の定格出力が7.5kW以上の圧縮機 (振動規制法に規定する指定地域内に設置する場合に限る)	(電事法)48条	

騒音関係	指定地域内に特定施設を設ける場合	特定施設設置届	発注者(受注者代行)	知事又は市町村長	着工30日前まで	特定施設の種類ごとの数,騒音防止方法,配置図	《騒音法》6条 《騒音法》25条 (地方条例)
		特定施設使用届	所有者	〃	特定施設となった日から30日以内	〃	《騒音法》7条 ※注 指定地域となった場合の既存施設
		工事計画届出	〃	経産省 産業保安監督部	着工30日前まで	1機関当たりの原動機の定格出力が7.5kW以上の空気圧縮機及び送風機 (騒音規制法に規定する指定地域内に設置する場合に限る)	《電事法》48条
昇降機	—	計画通知書(昇降機) ・設置届 ・廃止届 ・完了届	発注者(受注者代行)	建築主事	着工前 廃止前 完了時	建築配置図 昇降機据付平面図 横断面図等 構造詳細図	《建基法》6条 《兼規則》1条
クレーン	—	クレーン設置届 クレーン設置報告書	発注者(受注者代行) 発注者(受注者代行)	労働基準監督機関 (労働基準監督署長又は人事委員会) 労働基準監督機関 (労働基準監督署長又は人事委員会)	設置工事開始30日前まで クレーン設置前	つり上げ荷重3トン以上,明細書,組立図,強度計算書,据付周囲状況,基礎概要等添付 つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満	《安衛法》88条 《安衛令》13条 《クレーン則》5条 《安衛令》13条 《クレーン則》11条
ゴンドラ	—	ゴンドラ設置届	発注者(受注者代行)	労働基準監督機関 (労働基準監督署長又は人事委員会)	設置工事開始30日前まで	明細書,検査済証,組立図,据付ける箇所の周囲の状況,固定方法等添付	《安衛法》88条 《ゴンドラ則》10条

(注 意 事 項)

1 消防用設備等着工届、設置届の必要な対象設備を以下に示す。

なお、設置届の提出時期は工事完了後となっているが、事前に打合せが必要である。

(1) 着工届

自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、窒素ガス消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、避難器具(金属式避難はしご(固定式)、救助袋、緩降機)等。

(2) 設置届

上記(1)の全部、漏電火災警報機、非常警報設備、誘導灯設備及び誘導標識、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常電源、消防用水、連結散水設備、排煙設備、消火器、動力消防ポンプ等。

2 し尿浄化槽関係

受注者が設置する現場事務所のし尿浄化槽は、別途必要な書類を官公署へ届け出る。

3 労働安全衛生法において届出の必要な主な対象設備を以下に示す(建築工事に関連する箇所のみを抜粋)。

(1) 労働安全衛生法第38条による許可申請(特定機械等)

ボイラー、第一種圧力容器、吊り上げ荷重が3トン以上のクレーン、吊り上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、吊り上げ荷重が2トン以上のデリック、積載荷重が1トン以上のエレベータ、ガイドレール(昇降路)の高さが18m以上の建設用リフト、ゴンドラ等。

(2) 労働安全衛生法第88条の届け出(機械等で危険若しくは有害な作業を必要とするもの)

化学設備(オイルタンク等の危険物取扱いの施設含む)、軌道装置、型枠支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限り)、架設道路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限り)、足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあたっては、高さが10m以上の構造のものに限り)、空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの、特定粉じん発生源を有する機械又は設備、石綿等の粉塵が発生する屋内作業場に設ける発散抑制の設備等。

別表－２ 工事監理等業務処理区分表（受託者用）

※必要に応じて

業務事項 処理区分	受託者					備考
	立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	
官公署への届出手続き等		○				
工事実績情報の登録		○				
提出書類						
工事着手届		○				
工事工程表		○				指定工事がある場合は確認
現場代理人通知書等		○				経歴書添付
施工計画書		○				ISO9001 適用工事の場合は 品質管理計画表も含む
主要資材発注先予定表			○			
工事月報			○			
既済部分検査請求書		○				
中間検査請求書		○				
材料検査請求書		○				
材料検査報告書			○			
材料試験結果報告書			○			
承諾申請書			○			
官公署関係手続			○			
工事施工記録写真			○			
打合せ簿及び作業日報			○			
工事完了届		○				
工事関係書類引渡し一覧表		○				
工事事故報告書		※				受注者の報告書添付
工事中止及び中止解除等		※				必要により受注者の調書を添付
工事発生材料引渡書			※			
工事変更に関するもの		※				「受注者等提出書類基準」第1章8 施 工に関するものによる
〇〇(変更)報告書		※				名称、代表者、その他の変更
受注者の工事関係者に関する措置要 求		※				現場代理人、下請負業者等
施工体制台帳等		○				東京都工事施行適正化推進要綱第6
別契約の関連工事		○				
疑義に対する協議等		○		○		
設計変更・工事中止等		○	○	○		工事請負契約書17条～29条、43条
建設副産物の処理	※		○			
関係者への広報等		○				

業務事項	受託者					備考
	立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	
設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	○	○	○	○		工事請負契約書16条
条件変更等	○	○		○		工事請負契約書17条
工事と設計図書との照合・確認		○	○	○		
工事現場定例会議等	※					
工程表(実施、月間、工種)		○		○		
総合施工計画書 (総合的な計画・安全体制・仮設計画)		○		○		
工種別施工計画書		○		○		
品質管理		○				
施工図(製作・加工・原寸)		○		○		
工事報告書等		○	○			
試験・施工等の記録		○				
施工中の安全確保			○	○	※	
緊急時の措置	○	○		○		
既存部分の養生		○				
材料等の見本確認(使用材料の確認)		○				
材料の検査等	○		○	○		材料検査実施基準
石綿含有建材の取扱い			○	○	※	
技能者・技術者の資格等の照合	※	○			※	
施工数量調査・事前打合せ		○		○		
工法等の提案		○		○		
工事検査の立会い(既済・中間・完了)	○					
完了時の提出図書等		○		○		特記仕様書
仮設物撤去等		○				
製作者及び専門工事業者		○				
試験結果が不合格の場合の措置		○	○	○		
官公署による検査立会い等	○			○	○	
施工状況の立会い確認(主要事項)						
敷地の状況確認及び縄張り ベンチマーク、遣方	○			○	○	
根切り、床付け	○		○	○	○	
GLの決定	○		○	○	○	
埋設物等の施工	○		○	○		

業務事項	処理区分	受託者					備考
		立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	
試験杭		○				○	
本杭(支持層への到達確認等)							
	各試験の立会	○				○	
	支持層への到達確認	※		○	○	○	
	支持層への到達確認が困難な場合	○			○	○	
	掘削が困難な場合 安定液を用いない場合 根固め液の浸透が著しい場合 その他不具合が発生した場合	※		○	○	○	
	杭周固定液が散逸した場合の対策	※		○	○	○	
杭頭処理							
			○		○		
配筋検査							
		○			○	○	
鉄筋の規格証明書との照合							
			○				
鉄筋の組立中の確認							
		○				○	
圧接完了後の試験 (機械式継手及び溶接継手検査含む)							
				○			
コンクリート計画調合							
			○				
コンクリートの試し練り							
		○			○	○	
コンクリート打込み前の準備							
		※		○	○		
構造体コンクリートの強度の判定							
		○				○	
鉄骨の規格証明書との照合							
			○				
製品検査							
		○			○	○	
高力ボルトの締付け後の確認							
				○			
溶接部等の確認 溶接部の試験							
				○			
建方							
				○			
防水層の施工の検査							
		○				○	
タイルの施工後の確認及び試験							
				○			
あと施工アンカーの確認							
				○			
建具の鍵と錠の照合							
		○		○		○	
路床工事完了後の路床高さ及び転圧等							
				○			
外壁施工数量の調査							
				○			
外壁改修の確認							
		※	※	※	※		
あと施工アンカーの確認試験(耐震改修工事)							
		※	※	○	※		
柱補強工事の確認							
		※	※	○	※		
設計図書に明示なき当然必要な事項							
			○		○		
その他の施工一般の確認							
		※	※	※	※	※	

業務事項	処理区分	受託者					備考
		立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	
電気設備							
埋設物等の施工							
隠ぺい配管の布設			○	○			
建柱			○	○			
地中配線			○	○			
接地			○	○			
雷保護設備の接地	○		○	○			
機器類の取付け							
柱上変圧器等の取付け			○	○			
電灯設備			○	○			
動力設備			○	○			
受変電設備			○	○			
電力貯蔵設備			○	○			
ディーゼル発電設備 ガスエンジン発電設備 ガスタービン発電設備			○	○			
熱併給発電設備 (コージェネレーション装置)			○	○			
太陽光発電設備			○	○			
風力発電設備			○	○			
小出力発電設備			○	○			
中央監視制御設備			○	○			
構内情報通信網設備			○	○			
構内交換設備			○	○			
放送設備			○	○			
映像・音響設備			○	○			
情報表示設備			○	○			
誘導支援設備			○	○			
テレビ共同受信設備			○	○			
テレビ電波障害防除設備			○	○			
防犯・入退室管理設備			○	○			
自動火災報知設備			○	○			
住宅用火災警報器			○	○			
自動閉鎖設備			○	○			
非常警報設備			○	○			

業務事項 処理区分	受託者					備考
	立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	
ガス漏れ火災警報設備			○	○		
監視カメラ設備			○	○		
駐車場管制設備			○	○		
はつり工事			○	○		
インサート及びアンカー工事			○	○		
仮設備工事			○	○		
活線及び活線近接作業	○			○		
配管・配線等の改修			○	○		
機器類の取外し・再使用			○	○		
設備機能試験						
電力設備の機材の試験			○	○		
電力設備の施工の立会い			○	○		
受変電設備の機材の試験			○	○		
受変電設備の施工の立会い及び試験			○	○		
電力貯蔵設備の機材の試験			○	○		
電力貯蔵設備の施工の立会い及び試験			○	○		
発電設備の機材の試験			○	○		
発電設備の施工の立会い及び試験			○	○		
中央監視制御設備の機材の試験			○	○		
中央監視制御設備の立会い及び試験			○	○		
通信・情報の機材の試験			○	○		
通信・情報の立会い及び試験			○	○		
その他の施工一般の確認	※	※	※	※	※	

業務事項	処理区分	受託者					備考
		立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	
機械設備							
施工条件			○	○			
施工の立会い等(全体)			○	○			
撤去及び補修・復旧等			○	○			
火気使用の制限			○	○			
既設給水配管、冷温水配管の構成工法等			○	○			
既設ダクト清掃工法等			○	○			
はつり、穴開け等			○	○			
非破壊検査			○	○			
インサート及びアンカー			○	○			
埋設物等の施工							
埋設配管の一般事項			○	○			
埋設深さ			○	○			
防食処置			○	○			
貫通部の処理一般事項			○	○			
その他(土工事、地業工事)			○	○			
機器類の取付け							
衛生器具等の施工一般事項			○	○			
給排水衛生機器の据付け 一般事項			○	○			
都市ガス設備の施工器具の取付け			○	○			
液化石油ガス設備の施工器具の取付け			○	○			
空調設備の施工機器の据付け等一般事項			○	○			
空調設備の施工ダクトの製作及び取付け			○	○			
自動制御設備の機材自動制御盤の一般事項			○	○			
自動制御盤の改造			○	○			
設備機能試験							
共通工事の一般共通事項 各設備の総合試運転調整			○	○			
配管の試験一般事項 各種別配管			○	○			
あと施工アンカーの性能試験等			○	○			
給排水衛生設備機器類の試験			○	○			

業務事項 処理区分	受託者					備考
	立 会	調 査	確 認	報 告	指 伝 導 達	
都市ガス設備の試験			○	○		
液化石油ガス設備の試験			○	○		
空気調和設備機器類の試験			○	○		
コージェネレーション装置の試験			○	○		
自動制御用機材の試験			○	○		
自動制御設備の試験調整			○	○		
総合試運転調整			○	○		
一般エレベーター設備の試験			○	○		
一般油圧エレベーター設備の試験			○	○		
小荷物専用昇降機設備の試験			○	○		
エスカレーター設備の試験			○	○		
機械式駐車設備の試験			○	○		
その他の施工一般の確認	※	※	※	※	※	

提出書類一覧

受託者が提出する書類は、下表によること。

番号	名称	頁	提出部数	電子データによる提出可	提出期限
1	工程表	45	3		契約確定の日から 7日以内
	工事監理者通知書	46			
	経歴書	47			
	現場派遣技術者通知書	48			
	職務分担表	50			
	緊急連絡表	51			
2	協力会社使用届	52	3	○	必要の都度
	協力会社一覧表	53			
3	前払金請求書	54	3		必要の都度
4	工事監理等業務実施計画書	56	3	○	必要の都度
5	工事監理等業務報告書	57	2	○	必要の都度
6	完了届	60	3	○	業務が完了したとき。
7	出来高調書	62			
8	出来高報告書	63			
9	契約代金請求書	64	4		完了検査に合格したとき。
10	既済部分検査請求書	66	3		必要の都度
11	既済部分出来高調書	68			
12	建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面	69	2		契約書に綴じ込み

提出書類の様式

工 程 表

着手年月日 年 月 日
 完了予定年月日 年 月 日

番号	工 種	月 別 日 別												
		10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

(注)

- 1 工種は、建築躯体工事、建築仕上工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事のように記載する。
- 2 工程線は、赤色太線とする。
- 3 各工種別の着手、完了月日が途中の場合は、日付を記載する。
- 4 提出様式の大きさはA4タテ版とする。

このスペースには記入しないで下さい

文書番号
(工事番号)

工事監理者通知書

年 月 日

(委託者あて) 殿

住所
(受託者) 事業者
代表者名

(法人の場合は名称
及び代表者の氏名)

連絡用メールアドレス

工事監理者を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

契約番号			
契約件名			
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契約確定日	年 月 日	工期、履行期間 又は履行期限	年 月 日
工事監理者氏名 (連絡用メールアドレス)	ふりがな		

(注)

- 1 提出部数は、3部（正本、担当者、検収）とする。
- 2 工期、履行期間又は履行期限は契約書による。
- 3 提出年月日は着手年月日と同日とする。
- 4 提出様式の大きさはA4タテ版とする。

経 歴 書 ()

ふ り が な
氏 名

学 歴

年 月

職 歴

年 月 ～ 年 月

資 格

年 月

- 注 1 この様式は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハによる学歴、実務経験若しくは資格又は仕様書等で指定されている資格若しくは実務経験等を提示する際に使用する。
- 2 表題の()内には、主任技術者等該当する技術者分類の名称を記入すること。
- 3 学歴欄には、建設業法による主任技術者等でその資格が建設業法第7条第2号のイによる場合等、求められる資格を有することを証するのに学歴を必要とする場合のみ記載すること。
- 4 職歴欄には、職歴を記載するとともに建設業法による主任技術者等はその資格に必要な実務経験について、仕様書等で必要な実務経験等が指定されている場合はその実務経験について、それぞれ記載すること。
- 5 主任技術者等(監理技術者を除く)は、資格欄にその資格に必要な資格者証、合格証明書、免許証等について、仕様書等で特に定められた資格がある場合にはその資格について、それぞれ記載すること。
また、当該資格の証明書等の写しを添付すること。
ただし、監理技術者資格者証による場合、実物を提示し監督員の確認を受けた場合には、資格者証の写しの添付は不要とする。
- 6 監理技術者は、原則として監理技術者資格者証(監理技術者講習修了履歴)の実物を監督員に提示することとし、この経歴書の提出は不要とする。

このスペースには記入しないで下さい

文書番号
(工事番号)

現場派遣技術者通知書

年 月 日

(委託者あて) 殿

住所
(受託者) 事業者
代表者名

〔 法人の場合は名称
及び代表者の氏名
連絡用メールアドレス 〕

現場派遣技術者を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

契約番号			
契約件名			
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契約確定日	年 月 日	工期、履行期間 又は履行期限	年 月 日
現場派遣技術者氏名 (連絡用メールアドレス)	ふりがな		

(注)

- 1 提出部数は、3部（正本、担当者、検収）とする。
- 2 工期、履行期間又は履行期限は契約書による。
- 3 提出年月日は着手年月日と同日とする。
- 4 提出様式の大きさはA4タテ版とする。
- 5 経歴書は工事監理者通知書と同じものを使用する。

職 務 分 担 表

	職 名	氏 名	職 務 内 容
現 場 派 遣 技 術 者	工 事 監 理 者		監理委託業務の総括
			係
			係
			係
			係
			係
			係

(注)

- 1 職務内容は、建築意匠、建築構造、建築機械設備、建築電気設備等のように、詳細に記載する。
- 2 提出様式の大きさはA4タテ版とする。

緊急連絡表

職名	氏名	緊急連絡電話		備考
		昼	夜	
本社等責任者 役職名				
工事監理者				
現場派遣技術者				

(注)

- 1 提出様式の大きさはA4タテ版とする。

このスペースには記入しないで下さい

文書番号
(工事番号)

協力会社使用届

年 月 日

(委託者あて) 殿

住 所
(受託者) 事業者
代表者名

下記の委託について、別添の協力会社を使用するので届け出ます。

契 約 番 号			
契 約 件 名			
契 約 金 額	¥		
契 約 確 定 日	年 月 日	工期、履行期間 又は履行期限	年 月 日

(注)

- 1 提出部数は、3部（正本、担当者、検収）とする。
- 2 提出様式の大きさはA4タテ版とする。

協力会社一覧表

業 務 部 門 別	協 力 会 社 名	代 表 者		所 在 地	電 話 番 号	技 術 者 数	本業務担当技術者		備 考
		氏 名	経歴・ 資格等				氏 名	経歴・ 資格等	

(A4タテ)

文書番号 (工事番号)	
----------------	--

前 払 金 請 求 書

年 月 日

(委託者あて) 殿

住 所
(受託者) 事業者
代表者名
〔法人の場合は名称
及び代表者の氏名※〕
債主登録番号

保証証書を提出したので下記のとおり前払金を請求します。

記

- 1 請求金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 2 契約番号
- 3 契約件名
- 4 契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 5 前払金の率 契約金額の % (限度額 ¥)
- 6 請求根拠 契約約款第〇〇条

※ 受託者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。

[本書類を発行することができる権限を有する者]

役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____

[事務担当者]

所属：_____ 役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____

(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> テレビ会議	(確認者氏名)
------------------------------------	-------	--	---------

(注)

- 1 提出部数は、4部（正本、担当者、経理2部）とする。
- 2 債主登録番号は、東京都下水道局経理部会計課に、支払金振込み登録申請書を提出し、当局より債務者に付与された番号を記載する。
- 3 請求年月日は記入しない。
- 4 提出様式の大きさは、A4タテ版とする。
- 5 請求金額の欄にある『うち取引に係る消費税及び地方消費税の額』については、記入しない（平成26年4月21日の事務連絡による。）。

このスペースには記入しないで下さい

文書番号
(工事番号)

工事監理等業務実施計画書

年 月 日

(委託者あて) 殿

住 所
(受託者) 事業者
代表者名

下記委託について別添工事監理等業務実施計画書を提出します。

契 約 番 号			
契 約 件 名			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契 約 確 定 日	年 月 日	工期、履行期間 又は履行期限	年 月 日

- (注) 1 提出部数は、3部(正本、担当者、受託者)とする。
2 提出様式の大きさはA4タテ版とする。
3 工事監理等業務実施計画書への記載事項は、次のとおりとする。
(1) 工事監理等業務一般事項(目的、適用法令、適用基準類、変更処理方法等)
(2) 工事監理等業務体制(指示系統図、定例会議等運営計画等)
(3) 工事監理等業務方針(実施方針、工事監理等業務処理区分表の業務事項に応じた立会い内容・立会い頻度等)
(4) 工事監理等業務工程計画(工事監理等業務技術者の配置、配置予定技術者数等)

このスペースには記入しないで下さい

文書番号
(工事番号)

工事監理等業務報告書

年 月 日

(委託者あて) 殿

住所
(受託者) 事業者
代表者名

下記委託について別添工事監理等業務報告書を提出します。

契約番号			
契約件名			
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契約確定日	年 月 日	工期、履行期間 又は履行期限	年 月 日

(注)

- 1 提出部数は、2部（正本、担当者）とする。
- 2 提出様式の大きさはA4タテ版とする。

〇〇〇工事監理等業務報告書

履行期間 自 年 月 日
至 年 月 日

住 所
(受託者) 事業者
代表者名

業 務 報 告 書

年 月 日	業 務 内 容	備 考

(注) 提出様式の大きさはA4タテ版とする。

完 了 届

年 月 日

(発注者宛)
殿

住所

氏名

(法人の場合は名称
及び代表者の氏名)

下記の件について、完了したので届け出ます。

契 約 番 号	
契 約 件 名	
契 約 金 額	¥
契 約 確 定 日	年 月 日
工期、履行期間 又は履行期限	
完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

受 付 年 月 日	年 月 日	監 督 員 職 氏 名	
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 員 職 氏 名	
		契 約 担 当 者 等 職 氏 名	

監理業務受託者		担当者名	
---------	--	------	--

- 注 1 東京都契約事務規則第51条の規定により検査調書を作成する場合は、「検査年月日」、「検査員職氏名」、「契約担当者等職氏名」の各欄を斜線により抹消すること。
- 2 「監理業務受託者」及び「担当者名」の欄は、該当がない場合は使用しない。

(注)

- 1 提出部数は、3部（正本、担当者、検収）とする。
 - 2 提出年月日は完了年月日と同日とする。
 - 3 監理委託部分を明示した案内図を添付する。
 - 4 提出様式の大きさはA4タテ版とする。
- ※（註）：既済部分検査を受けずに完了する場合に限り省略できる。

出 来 高 調 書

(年 月 日現在)

1 契 約 金 額 ￥

2 出 来 高 率 %

3 前 回 ま だ の 出 来 高 額 ￥

4 今 回 出 来 高 額 ￥

5 累 計 出 来 高 額 ￥

6 出 来 高 残 額 ￥

(注)

- 1 出来高現在年月日は、完了年月日と同じとする。
- 2 提出様式の大きさはA4 タテ版とする。

契約代金請求書(第 回)

年 月 日

(委託者あて) 殿

(受託者) 住 所
事業者
代表者名
〔法人の場合は名称
及び代表者の氏名※〕
債主登録番号
登録番号 T

下記のとおり請求します。

記

- 1 工 事 番 号 ○○○第 号
- 2 件 名
- 3 契 約 金 額 ¥
- 4 契 約 番 号 ○○○第 号
- 5 契 約 年 月 日 年 月 日
- 6 前回までの出来高 ¥
- 7 今回出来高 ¥ (税率 %)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ .一)
- 8 累計出来高 ¥
- 9 前 払 金 額 ¥
- 10 前回までの受領額 ¥
- 11 今回請求金額 ¥

※ 受託者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。

[本書類を発行することができる権限を有する者]

役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____

[事務担当者]

所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____

(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> テレビ会議	(確認者氏名)
------------------------------------	-------	--	---------

(注)

- 1 届出部数は、4部（正本、担当者、経理2部）とする。
- 2 ※（第 回）は、既済部分検査を受ける場合に記載する。
- 3 既済部分検査を受けずに完了した場合は、「6 前回までの出来高額」「8 累計出来高額」及び「10 前回までの受領額」を記載せず、以下の項目の番号を繰上げる。
- 4 前払金を受けていない工事は、「9 前払金額」を記載せず、以下の項目の番号を繰上げる。
- 5 債主登録番号は、東京都下水道局経理部会計課に、支払金振込み登録申請書を提出し、当局より債務者に付与された番号を記載する。
- 6 適格請求書発行事業者の場合は登録番号を記載する。
- 7 提出様式の大きさはA4タテ版とする。



既済部分検査請求書（第 回）

年 月 日

（発注者宛）

殿

住所

氏名

〔 法人の場合は名称
及び代表者の氏名 〕

下記契約の既済部分検査（第 回）を請求します。

契 約 番 号			
契 約 件 名			
契 約 金 額	¥	既 受 領 額	¥
		（うち前払金額）	（¥ ）
契 約 確 定 日	年 月 日	工 期、 履 行 期 間 又 は 履 行 期 限	
既 済 部 分 の 支 払 を 受 け る 根 拠	契 約 条 項 第 条		

監理業務受託者		担当者名	
---------	--	------	--

注 「監理業務受託者」及び「担当者名」の欄は、該当がない場合は使用しない。

(注)

- 1 届出部数は、3部（正本、担当者、検収）とする。
- 2 提出様式の大きさはA4タテ版とする。

既 済 部 分 出 来 高 調 書

(年 月 日現在)

1 契 約 金 額 ¥

2 出 来 高 率 %

3 前 回 ま だ の 出 来 高 額 ¥

4 今 回 出 来 高 額 ¥

5 累 計 出 来 高 額 ¥

6 出 来 高 残 額 ¥

(注)

- 1 出来高率は、出来高報告書による。
- 2 第1回既済部分検査の場合は、「3 前回までの出来高額」「5 累計出来高額」を記載せず、以下の項目の番号を繰上げる。
- 3 提出様式の大きさはA4タテ版とする。

建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面

委託者及び受託者は、建築士法第22条の3の3に基づき、本書面（別記）及び別冊の契約書（約款及び仕様書を含むものとし、以下「契約書」という。）により確認し、履行するものとする。

件 名 _____

契約日 年 月 日

委託者 東 京 都

受託者 住 所

氏 名

※この書面を契約書に綴じ込む場合には、委託者及び受託者の押印、並びに契約日の記載を省略できる。（電子契約の場合においても同様とする。）

- 1 対象となる建築物の概要
契約書による。
- 2 委託業務の種類、内容及び実施方法
契約書による。
- 3 委託業務の実施期間
契約書による。
- 4 設計業務において、作成する成果物等（成果図書及びその他の成果物。建築士法第2条第6項に規定する設計図書を含む。）
契約書による。
- 5 工事監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
契約書による。
- 6 受託者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所の名称： _____
 所在地： _____
 区分(一級、二級、木造) () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 開設者の氏名又は法人名称： _____
 開設者が法人の場合はその代表者の氏名： _____

- 7 設計・工事監理に従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

【氏名】：
 【資格】 () 建築士【登録番号】 ()
 【氏名】：
 【資格】 () 建築士【登録番号】 ()
 (建築設備の設計に関し意見を聴く者)
 【氏名】：
 【資格】 建築設備士【登録番号】 ()

※設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要。

- 8 設計・工事監理の一部の再委託先（協力事務所）
委託者の承諾を得た「技術者及び協力会社」による。
- 9 契約金額（業務報酬）の額及び支払の時期
契約書による。
- 10 契約の解除に関する事項
契約書による。

(注)

- 1 「建築士法の一部を改正する法律」(平成26年法律第92号)に基づく書類。
- 2 「建築設計」で発注する設計委託及び工事監理業務委託に使用する。
- 3 契約書に綴じ込み、契約書の綴込確認時に内容の確認を受けること。

